

お知らせ



お手続きの期限にご注意ください

## 国民健康保険被保険者証などの新規発行を終了します

☎ 保険環境課 医療介護保険係

☎ 65・1097

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律などの一部を改正する法律」の施行によって、現行の紙の被保険者証や限度額適用認定証などの発行を令和6年12月2日から終了し、受診時は健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行します。

POINT



### 制度変更のポイント

12月2日より、**新規発行を終了**。

以降は**マイナンバーカード（マイナ保険証）**を基本とする仕組みに移行。マイナ保険証を窓口で提示することで、受診等が可能です。

ただし、12月1日までに交付された被保険者証等は、**記載されている有効期限まで利用可能です。**

また、マイナンバーカードを持っていない方等については、「**資格確認書**」または「**適用区分などの情報を併記した資格確認書**」※を交付し、それらを**窓口で提示すること**で**受診等が可能です。** ※後期高齢者医療制度のみ

現在発行している

- 国民健康保険 被保険者証
- 後期高齢者医療 被保険者証
- 後期高齢者医療 限度額適用認定証
- 後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証

## 【1】マイナ保険証をご利用の方

- ① マイナ保険証を利用して医療機関などの窓口で受付することで、これまでどおり医療機関などを受診することができます。現行の被保険者証をお持ちの方は、有効期限が終了する前に、ご自身の資格情報を確認できるよう、「資格情報のお知らせ」を交付します。また、12月2日以降に新規に加入される方も、マイナ保険証をご利用の方には加入後に資格情報のお知らせを交付します。

ただし、「**資格情報のお知らせ**」のみでは**医療機関を受診できません**ので、ご注意ください。

- ② 12月1日までに限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けていた方は、マイナ保険証を利用して窓口で受付することで、自己負担限度額がこれまでどおり適用されます。

## 【2】マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の登録をしていない方 ※1

- ① 現行の被保険者証をお持ちの方は、有効期限が終了する前に「資格確認書」を交付します。資格確認書を医療機関などの窓口で提示することで、これまでどおり医療機関などを受診できます。12月2日以降に転居や負担割合の変更などがあった方、または12月2日以降に新規に加入される方も、資格確認書を交付します。
- ② 12月1日までに限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けていた方には、現行の認定証の有効期限が終了する前に、「適用区分等の情報を併記した資格確認書」を交付し、窓口で提示することで自己負担限度額がこれまでどおり適用されます。 ※2

※1 マイナンバーカード本体や電子証明書の有効期限が切れている方、マイナンバーカードを紛失・更新中の方、マイナ保険証での受診が困難な方を含みます。

※2 後期高齢者医療制度加入後、資格確認書の交付までに認定証の交付を受けていない方は、役場窓口にて申請を行うことで資格確認書に適用区分が併記されます。

ただし、**国民健康保険に加入の方は、今までどおり役場窓口で申請が必要です。**